

介護保険「2017年改革」の概要－介護保険部会「意見」、大臣折衝、「改正」法案から

全日本民医連 林 作成 2017・3・6

(改革工程表)	介護保険制度の持続可能性の確保	地域包括ケアシステムの深化・推進
法「改正」事項	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(一括法案) ※1	
	○ 現役並み所得者の利用料3割化 → 年間収入: 単身の場合340万円以上(夫婦463万円以上)	○ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・「見える化」→目標→成果→財政支援(インセンティブ) 2018年8月
	○ 介護納付金に対する総報酬割の段階的導入 ※2 → 2017・18年度: 2分の1、19年度: 4分の3、20年度: 全額	(その他) ・ 地域包括支援センターの機能強化 ・ 事業指定に対する保険者の関与強化(総量規制) → 市町村協議制の対象拡大(短期入所) → 地域密着型通所介護の指定拒否の仕組み導入 2017年8月
		○ 医療・介護の連携～療養病床の見直し<医療法> → 地域医療構想「追加的対応」30万床(一般10、療養20) 医療療養(医療区分1:70%+地域差是正)、介護療養(全廃) → 転換の受け皿として「介護医療院」(仮称)の創設 2023年度末 までに実施
		○ 「共生型サービス」の創設<社会福祉法等> ・ 同一の事業所で高齢者・障害者へのサービス提供を可能に → 基本=「我が事」「丸ごと」地域共生社会の実現 ※3 (その他) 有料老人ホーム入所者保護のための施策の強化 2018年4月
法「改正」を 要しない事項 (結論を得て実施)	○ 高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ ※2 → 一般区分: 37,200円⇒44,400円(年間上限額を別途設定)	○ 適切なケアマネジメントの推進 ・ ケアマネジメント手法の「標準化」 ・ 運営基準の見直し(公正・中立の確保など) 報酬改定
	○ 福祉用具の見直し ・ 全国平均貸与価格の公表 ・ 利用者に対する価格説明(当該+平均)の義務づけ ・ 複数商品提示の義務づけ	
	○ 生活援助の人員基準の緩和、介護報酬の設定	2018年10月
	○ 通所介護などその他の給付の「適正化」	2018年10月 2018年4月 報酬改定
引き続き検討	○ 軽度者に対する生活援助やその他の給付の総合事業への移行	○ ケアプランの有料化(ケアマネジメントのあり方の見直し) 2019年度末 まで ※4
	○ 利用者負担の引き上げ → 2割負担の対象拡大	-
	○ 補足給付の要件見直し → 不動産(土地)の勘案	-
	○ 被保険者範囲の見直し → 年齢の引き下げ	-

※1) 2017年2月7日 閣議決定

※2) 2017年度予算編成(社会保障費自然増1400億円削減)の一環 → 総報酬割導入で440億円、高額介護サービス費の見直しで10億円の国費削減

※3) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou.html?tid=368203> → 「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」(2017年2月7日)

※4) 「2019年度末までに結論 → 2020年度通常国会に法案提出・成立 → 2021年度施行」?